

消費者だより



新生活のスタートでつまずかないよう、初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。

● 退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル

- ◇ 契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう
- ◇ 入居時：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう
- ◇ 退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう

● 引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル

- ◇ 引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう
- ◇ 引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう
- ◇ 不用品の処分は余裕をもってお住まいの市区町村が案内するルールで処分しましょう

● 新生活を狙った“訪問販売”トラブル

- ◇ その場ですぐに契約せず、不安や不信な点があれば家族や身近な人に相談！
- ◇ 不要な契約であればきっぱり断りましょう
- ◇ 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります

● 新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル

- ◇ うまい話に飛びつかないようにしましょう
- ◇ 知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない！
- ◇ 借金をしてまで投資や副業などのためにお金を支払うことはやめましょう

● スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

- ◇ 料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう
- ◇ 転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう

県内で高額の詐欺被害が連続して発生しています！

- 警察などのかたり、言葉巧みに現金を振り込ませる詐欺被害が連続して報道されています。

「個人情報が出ている」「あなたも共犯として逮捕される」などトラブル解決のためにお金を要求するのは詐欺の手口です。

- 近頃、町内において「高圧洗浄キャンペーンチラシ」について多くの相談が寄せられています。低価格を強調したチラシを見て依頼すると、後から高額な費用を請求されたというトラブルが過去にも発生しています。



お金を支払うよう指示する電話や不安を煽るチラシはまず詐欺を疑い、すぐに電話を切り、警察やご家族、友人や消費者センター等に相談しましょう。

田布施町消費者問題協議会活動報告

令和5年12月11日、田布施町消費者問題協議会の視察学習会を山口市で実施しました。今回は山口県庁にある「体験学習型消費者教育施設まなべる」を見学したほか、県消費者センターの吉村さんに講師を依頼し学習会「消費者力アップ講座」を行いました。

クーリング・オフ制度が使える契約と使えない契約の違いをクイズ形式で学んだほか、よくある消費者トラブルに遭遇したときの対処法について教えていただきました。



食用廃油の回収

■場所

西田布施公民館・城南公民館・麻里府公民館
東田布施公民館・麻郷公民館

■回収日

令和6年3月1日(金)

■方法(お願い)

- 回収日2日前から当日午前9時までに持参し、空き容器はお持ち帰りください。
- 食用廃油以外は入れないでください。
- ドラム缶によってフタの開け方が異なるのでご注意ください。

相談窓口

■柳井地区広域消費生活センター

☎0820-22-2125

■山口県消費生活センター

☎083-924-0999

■田布施町役場 経済課 地域振興係

☎0820-52-5805

一人で抱え込まず、誰かに相談することによって人が知り、被害を食い止めることができます。何かあれば上記の窓口にご連絡ください。解決の手助けをします。